

勤務先に提出するなどしてご活用ください

裁判員候補者の雇用主・上司の皆様へ

～ 裁判員制度へのご協力をお願い～



裁判員制度

宇都宮地方裁判所

このたび、皆様の職場にお勤めの方が、裁判員候補者に選ばれました。
裁判員制度は、国民の皆様の積極的な協力なくしては成り立たない制度です。
裁判員候補者の方が、裁判員裁判に参加できるよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

裁判員制度について

裁判員制度は、国民の皆様から選ばれた6人の裁判員の方に、刑事裁判に参加していただき、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決めていただく制度です。

裁判員制度は、平成21年にスタートしました。平成28年までに5万人以上の方が裁判員に選ばれ、そのうち、8割近くの方が会社員等のお仕事をされています。

裁判所へお越しいただく日程について

裁判員候補者の方に裁判所へお越しいただく日程は、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に記載されておりますので、ご確認ください。

裁判員候補者の方には、まず、選任手続期日に出席していただきます。

選任手続の結果、裁判員に選ばれた場合は、裁判の全日程に出席していただくこととなります。

必要な休暇等について

裁判員を務めるために必要な休暇を取することは、法律（労働基準法7条）で認められておりますので、裁判員候補者の方が必要な休暇を取ることができるよう、ご配慮をお願い申し上げます。

裁判所へお越しいただいた裁判員候補者の方には、日当と交通費をお支払いします。また、裁判所へお越しいただいたことを証明する書類を発行し、裁判員候補者の方にお渡しすることが可能です。

お仕事を理由とした辞退について

裁判員候補者の方にお仕事があるというだけの理由では、辞退は認められないことになっておりますので、できる限り、裁判員候補者の方が参加できますよう、お仕事の予定を調整するなどのご配慮をお願い申し上げます。

ただし、裁判員候補者の方に重要な仕事があり、その方ご自身で処理しなければ事業に著しい損害が生じる場合は、辞退が認められます（裁判員法16条8号八）。